

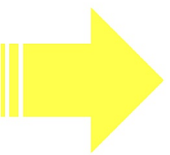
⑤ 施工計画書(3)

維持工事等の簡易な工事や災害復旧の応急工事など緊急を要する工事は記載内容の一部省略可

施工計画書

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 指定機械
- (5) 主要船舶・機械
- (6) 主要資材
- (7) 施工方法
(主要機械, 仮設備計画, 工事用地等を含む)
- (8) 施工管理計画
- (9) 安全管理
- (10) 緊急時の体制及び対応
- (11) 交通管理
- (12) 環境対策
- (13) 現場作業環境の整備
- (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (15) 法定休日・所定休日(週休2日の導入)
- (16) その他

監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる



例) 維持工事などの施工計画書

※4つの必須項目

- (1) 工事概要
- (7) 施工方法
(主要機械, 仮設備計画, 工事用地等を含む)
- (9) 安全管理
- (10) 緊急時の体制及び対応など

+

必須項目以外に現場条件等により必要が生じた項目



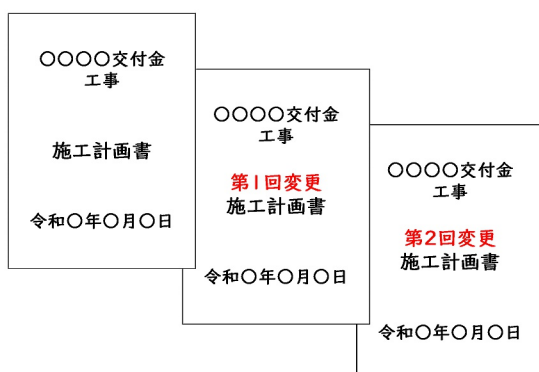
⑥ 施工計画書(4)

- ① 工事内容の軽微な変更は, 変更施工計画書の提出は不要
- ② 当初の施工計画書と合わせた全体版の作成は不要

- ① 「工事内容の軽微な変更」とは, 数量のわずかな増減等, 施工計画に大きく影響しないものをいう。

(例) 工期末の精算変更, 工期のわずかな変更, 現場代理人等の変更に伴う組織表の変更

- ② 変更が生じた場合に, 変更箇所のみを第1回変更, 第2回変更...と作成するが, 一覧の変更経緯を含め, 一つの施工計画書として取りまとめたものは作成不要



鹿児島県

※ 再生切込碎石を使用する場合、材料使用承認願の資料として、環境林務部廃棄物リサイクル対策課が交付する「認定書」を監督職員に提示または提出する。



「認定証」サンプル																	
第4号様式（第6条関係）	認定番号 鹿児島県[]市																
かごしま認定リサイクル製品認定証																	
製品名：RC-40 （品目：土木建築用製鉄物） 製造者：株式会社 [] 所在地 [] 法人代表者 代表取締役 []																	
上記の製品は、かごしま認定リサイクル製品認定実施要綱第6条により認定された製品であることを証明する。 令和元年10月7日 鹿児島県知事印 鹿児島県知事 三反園 訓																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="padding: 5px;">認定の年月日</th> <td style="padding: 5px;">令和元年10月7日</td> </tr> <tr> <th style="padding: 5px;">認定の有効期間</th> <td style="padding: 5px;">令和7年3月31日</td> </tr> <tr> <th style="padding: 5px;">製造事業所及び所在地</th> <td style="padding: 5px;">[]</td> </tr> <tr> <th style="padding: 5px;">製品の原料となる産業廃棄物の種類</th> <td style="padding: 5px;">缶がき類</td> </tr> <tr> <th style="padding: 5px;">配合の比率</th> <td style="padding: 5px;">コンクリート塊100%</td> </tr> <tr> <th style="padding: 5px;">審査に用いた品質基準</th> <td style="padding: 5px;">鹿児島県土木工業会共通仕様書「第2編材料編 第2章土木工部材料 第3節骨材 2ー2ー3ー3オスファルト破砕物等（注）」 鹿児島県建設業協会「第2章骨材 第2節オスファルト破砕物等（注）」 一般財団法人日本再生資源振興センター「オスファルト破砕物の発生特性及びリサイクル技術の調査報告書」</td> </tr> <tr> <th style="padding: 5px;">主な用途</th> <td style="padding: 5px;">路盤材、道床材、裏込め材、環境資</td> </tr> <tr> <th style="padding: 5px;">その他</th> <td style="padding: 5px;">鹿児島リサイクル製品の製造・加工の工程については、鹿児島県のホームページ及び一般社団法人鹿児島県産業資源循環協会のホームページにおいて掲載。</td> </tr> </table>	認定の年月日	令和元年10月7日	認定の有効期間	令和7年3月31日	製造事業所及び所在地	[]	製品の原料となる産業廃棄物の種類	缶がき類	配合の比率	コンクリート塊100%	審査に用いた品質基準	鹿児島県土木工業会共通仕様書「第2編材料編 第2章土木工部材料 第3節骨材 2ー2ー3ー3オスファルト破砕物等（注）」 鹿児島県建設業協会「第2章骨材 第2節オスファルト破砕物等（注）」 一般財団法人日本再生資源振興センター「オスファルト破砕物の発生特性及びリサイクル技術の調査報告書」	主な用途	路盤材、道床材、裏込め材、環境資	その他	鹿児島リサイクル製品の製造・加工の工程については、鹿児島県のホームページ及び一般社団法人鹿児島県産業資源循環協会のホームページにおいて掲載。	
認定の年月日	令和元年10月7日																
認定の有効期間	令和7年3月31日																
製造事業所及び所在地	[]																
製品の原料となる産業廃棄物の種類	缶がき類																
配合の比率	コンクリート塊100%																
審査に用いた品質基準	鹿児島県土木工業会共通仕様書「第2編材料編 第2章土木工部材料 第3節骨材 2ー2ー3ー3オスファルト破砕物等（注）」 鹿児島県建設業協会「第2章骨材 第2節オスファルト破砕物等（注）」 一般財団法人日本再生資源振興センター「オスファルト破砕物の発生特性及びリサイクル技術の調査報告書」																
主な用途	路盤材、道床材、裏込め材、環境資																
その他	鹿児島リサイクル製品の製造・加工の工程については、鹿児島県のホームページ及び一般社団法人鹿児島県産業資源循環協会のホームページにおいて掲載。																
「認定制度担当部署」 鹿児島県環境林務部 産業課・リサイクル対策課 （リサイクル推進係）																	



鹿 児 島 県
令和 5 年 4 月

[illegible]

鹿児島県

- ※ 品質証明の対象工事は原則、土木部が発注する予定価格1億円以上の工事(ただし、維持工事、建築工事、港湾漁港工事は除く。)
- ※ 対象工事の場合、報告資料は品質証明書のみとし、試験成績報告書等の添付は不要
- ※ 検査時(完成、出来形、中間検査)等に、監督員に求められた場合、提示は必要



年月日：

品質証明書

工事名：上郷
○○○○○○○○○○○○○○○○○

品 質 証 明 記 事					
品質証明事項	実施日	施 所	品質証明員氏名	印	記 事

社内検査した結果、工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受検者 住 所
氏 名

